瑞穂町障がい者活躍推進計画

令和2年4月

	令和2年4月
機関名	瑞穂町 瑞穂町議会事務局 瑞穂町教育委員会
任命権者	瑞穂町長 瑞穂町議会議長 瑞穂町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日~令和5年3月31日
瑞穂町における障が	瑞穂町は町議会及び町教育委員会への出向職員を含め、職員総数
い者雇用に関する課	約200人規模の自治体である。限られた職員数で、効率的かつ効
題	果的な事務執行を行うために、職員数及び人件費のバランスを取り
	ながら行財政運営に取り組んでいる。
	このような中、職員採用の際に、平成30年度から障がい者枠を
	設けて募集をしているが、応募が無い状態が続いているため、法定
	雇用率を達成できていない状況にある。
	計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障が
	い者である職員の活躍のために、次の目標及び取組内容を設定す
	る。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】
	(令和5年3月31日時点)法定雇用率の達成
	(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率:1.81%
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	なし
	※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を	○障害者雇用推進者として企画部総務課長を選任する。
推進する体制整備	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関らず、障がい者であ
	る職員の相談先を確保し、庁舎内掲示等により周知する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内
	に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満た
	さない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活
	相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の	○従来の業務遂行が困難となった等障がい者からの相談があった
基本となる職務の選	場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討す
定・創出	る。
	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業
	務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応
	じて検討を行う。

3. 障がい者の活躍を	○障がい者である職員に対しては、年3回実施している人事考課の
推進するための環境	面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を
整備・人事管理	踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。
	○なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえ
	つつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら
	れること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関
	する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい
	者の活躍の場の拡大を推進する。